

議案第六十七号

上西谷地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を變更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年五月十六日現在の地番による。）
大字上西谷字下加市	大字上西谷字下加市のうち八六の三、八八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上西谷字宮ノ前九〇の二
大字上西谷字宮ノ前	大字上西谷字下加市八六の三の一部、八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上西谷字宮ノ前のうち九〇の一の一部、九〇の二、九一の一部、九五から九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上西谷字上加市一〇一の一、一〇一の三、一〇一の四、一〇二の一、一〇二の二、一〇三の二、一〇三の三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五、一〇六の一、一〇六の二、一〇七から一一三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字上西谷字松ノ下一一四、一一五の二、一一六、一一七の一の一部、一二八から一三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上西谷字前三七五の一部、三七六の一の一部、三七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上西谷字家ノ向三八八の二

大字上西谷 字上加市	大字上西谷字上加市のうち一〇一の二、一〇一の三、一〇一の四、一〇一の五、一〇二の二、一〇三の二、一〇三の三、一〇四の二、一〇四の三、一〇五、一〇六の二、一〇六の三、一〇七から一一三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字上西谷 字松ノ下	大字上西谷字下加市八六の三の一部、八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上西谷字宮ノ前九〇の二の一部、九一の二の一部、九五から九七までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上西谷字松ノ下のうち一一四、一一五の二、一一六、一一七の二の一部、一二八から一三〇までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上西谷字家ノ本一四二の二の一部、一四二の三、一四三、一四四の二の一部、一四四の三の一部、一四五、一四六、一四七の二、一四七の三、一四八の二の一部、一五一の一部、一五二の二の一部、一五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上西谷字濱ノ前三六九、三七〇、三七一の二、三七三、三七四、三七五の一部、三七六の二の一部、三七六の三の一部、三七七、三七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上西谷字家ノ向三九二の二、三九三の二

大字上西谷 字家ノ本	大字上西谷字家ノ本のうち一四二の一の一部、一四二の二、一四三、一四四の一の一部、一四四の二の一部、一四五、一四六、一四七の一、一四七の二、一四八の一部、一五一の一部、一五二の一部、一五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上西谷 字大田	大字上西谷字大田一九七から二〇〇まで、二〇一の二、二〇二、二〇五の二、二〇六、二〇七、二〇九、二一〇の三、二一〇の四、二一一の二、二一二の三、二一三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字上西谷字家ノ向三九四の二、三九四の三
大字上西谷 字池ノ本	大字上西谷字大田のうち一九七から二〇〇まで、二〇一の二、二〇二、二〇五の二、二〇六、二〇七、二〇九、二一〇の三、二一〇の四、二一一の二、二一二の三、二一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上西谷字池ノ本の全域 大字上西谷字家ノ向三九六の四、三九七の二

大字上西谷 字濱ノ前	大字上西谷字濱ノ前のうち三六九、三七〇、三七一の二、三七三、三七四、三七五、三七六の一、三七六の二、三七七、三七八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上西谷 字家ノ向	大字上西谷字家ノ向のうち三八八の二、三九二の二、三九三の二、三九四の二、三九四の三、三九六の四、三九七の二以外の区域